

「第二次多摩市読書活動振興計画（素案）」に関するパブリックコメント実施要領

1 件名	「第二次多摩市読書活動振興計画（素案）」についての意見募集
2 目的	「第二次多摩市読書活動振興計画」を策定するにあたり、市民の意見等の提出という形で市民の参画の機会を保障し、それら意見を考慮することで、市民の福祉の向上と方針の策定を実現することを目的とします。
3 事業内容・説明	「第二次多摩市読書活動振興計画」は、「文字・活字文化振興法」や「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、市民の読書活動の振興を図るとともに、その土台となる図書館については、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等を踏まえ、運営の改善・向上を図ることを目的とするものです。 「多摩市読書活動振興計画」及び「第三次多摩市子どもの読書活動推進計画」の計画期間が令和6年度で終了することに伴い、2つの計画を統合し、「第二次多摩市読書活動振興計画」を策定し、多摩市の読書活動の振興を一体的に推進していきます。
4 資料内容及び公表方法等	(1) 資料内容 ・「第二次多摩市読書活動振興計画（素案）」 ・「第二次多摩市読書活動振興計画（素案）」（概要版） (2) 公表方法：多摩市公式ホームページ、多摩市立図書館ホームページ、市内各図書館、行政資料室、多摩センター駅出張所、関戸公民館、永山公民館（開館（所）時間中のみ閲覧可）
5 対象	どなたでも
6 意見募集期間	令和7年5月3日（土）～令和7年5月25日（日） （ただし、郵送の場合は必着）
7 意見の提出方法	(1) タイトル（「第二次多摩市読書活動振興計画（素案）」への意見） (2) 住所 (3)氏名 (4) 意見本文 ※不備がある場合、パブリックコメントとして扱えない場合があります。
8 意見の提出先	(1) 持参（中央図書館窓口） ※代理人によるものも含みます。 (2) 郵送 （〒206-0033 多摩市落合2-35 多摩市立中央図書館 企画運営担当1） (3) ファクシミリ （042-375-9459） (4) インターネット手続き (5) 専用ボックス（市内各図書館、行政資料室、多摩センター駅出張所、関戸公民館、永山公民館：開館（所）時間中のみ提出可）
9 意見の取扱い及び応答方法	(1) 期間中にいただいた意見を受け、「第二次多摩市読書活動振興計画」を策定します。 (2) 決定した「第二次多摩市読書活動振興計画」、いただいた意見の概要及び方針への反映可否等については、8月末頃に決定します。

	(3) 住所、氏名以外の個所は、そのままの形で公表することもあります。個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないで下さい。 (4) 概要を公表し、個々の意見については応答しません。
10 担当	多摩市立中央図書館 企画運営担当1 電話 042-373-7955